

<労働経済>

<平成 26 年労使コミュニケーション調査>

【事業所調査】

①労使関係についての認識

労使関係の維持について事業所の認識をみると、「安定的に維持されている」と「おおむね安定的に維持されている」を合わせた『**安定的**』は 86.9%（**8割を超えている**）、「どちらともいえない」は 9.7%、「やや不安定である」と「不安定である」を合わせた『**不安定**』は 1.6%となっている。

②重視する労使コミュニケーション事項

事業所が労働者とどのような面での労使コミュニケーションを重視するか（複数回答）についてみると、「**日常業務改善**」75.3%が**最も多く**、次いで「**作業環境改善**」68.5%、「**職場の人間関係**」65.1%などとなっている。

【労働者調査】

③労使コミュニケーションの良好度

事業所での**労使コミュニケーションがどの程度良好であるかについて労働者の認識**をみると、「非常に良い」と「やや良い」を合わせた『**良好**』とする労働者は 55.1%（**5割を超えている**）、「どちらともいえない」は 33.5%、「やや悪い」と「非常に悪い」を合わせた『**悪い**』は 11.3%となっており、良好度（『**良好**』－『**悪い**』）でみると、43.8 ポイントとなっている。

④重視する労使コミュニケーション事項

労働者が事業所とどのような面での**労使コミュニケーションを重視**するか（複数回答）についてみると、「**職場の人間関係**」62.6%が**最も多く**、次いで「**日常業務改善**」53.2%、「**作業環境改善**」49.9%などとなっている。

※上記②との違いに注意しましょう。**事業所側**は「**日常業務改善**」を最も重視していますが、**労働者側**は「**職場の人間関係**」を最も重視しています。



〈平成 28 年就労条件総合調査〉

①年間休日総数

平成 27 年（又は平成 26 会計年度）の年間休日総数の 1 企業平均は、**どの企業規模でも 100 日を超えている**。産業別にみると、**情報通信業**が 121.9 日で**最も多く**、**宿泊業,飲食サービス業**が 95.7 日で**最も少なくなっている**。

②変形労働時間制

変形労働時間制を採用している企業割合は 60.5%（**6 割超**）となっている。産業別にみると、**鉱業,採石業,砂利採取業**が 79.9%で**最も高く**、**金融業,保険業**が 26.9%で**最も低くなっている**。

③定年制

- ・**定年制を定めている企業割合**は 95.4%（**9 割超**）となっており、定年制の定め方別に定年制を定めている企業に占める割合をみると、「一律に定めている」が 98.2%、「職種別に定めている」が 1.6%となっている。
- ・一律定年制を定めている企業について、「**65 歳以上**」を定年年齢とする企業割合は 16.1%（**1 割超**）となっている。
- ・一律定年制を定めている企業のうち、**勤務延長制度若しくは再雇用制度又は両方の制度がある企業割合**は 94.1%（**9 割超**）となっている。産業別にみると、**鉱業,採石業,砂利採取業**が **100.0%**で**最も高く**、**宿泊業,飲食サービス業**が 87.2%で**最も低くなっている**。

④時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を「**一律に定めている**」企業割合は 83.1%（**8 割超**）となっており、そのうち、時間外労働の割増賃金率を「**25%**」とする企業割合は 93.3%（**9 割超**）、「**26%以上**」とする企業割合は 6.1%となっている。

⑤ 1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率及び代替休暇制度

- ・時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、**1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合**は 27.4%（**3 割に満たない**）となっている。
- ・1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業のうち、割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を付与する**代替休暇制度がある企業割合**は 20.7%（**2 割超**）。

⑥派遣労働者の受入状況

平成 27 年（又は平成 26 会計年度）の**派遣労働者の受入企業**は 31.3%（**3 割超**）となっており、**受入企業の派遣労働者割合**は 12.6%（**1 割超**）となっている。



〈平成 27 年雇用均等基本調査〉

①管理職に占める女性の割合

課長相当職以上の、管理職に占める女性割合は 11.9% (**約 1 割**) となっている。

②最長育児休業期間

育児休業制度の規定がある事業所において、子が何歳になるまで育児休業を取得できるかについてみると、「**1 歳 6 か月 (法定どおり)**」が 84.8% (**8 割超**) と最も高くなっている。

③会社や企業内共済会等から育児休業中に支給される金銭の支給状況

育児休業中の労働者に会社や企業内共済会等から金銭を支給している事業所割合は 15.2% (**1 割超**) であり、このうち「毎月金銭を支給する」は 8.6%、「一時金等を支給する」は 7.7%となっている。

④育児休業者割合

・女性

平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの 1 年間に在職中に出産した女性のうち、平成 27 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は 81.5% (**約 8 割**) となっている。

・男性

平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの 1 年間に配偶者が出産した男性のうち、平成 27 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は **2.65%** となっている。

⑤育児休業後の復職状況

・女性

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 1 年間に育児休業を終了し、復職予定であった女性のうち、実際に復職した者の割合は 92.8% (**9 割超**) であった。

・男性

男性については復職した者の割合は 99.9% (**概ね全ての者**) であった。

⑥パパ・ママ育休プラスの利用状況

・女性労働者

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 1 年間に育児休業を終了し、復職した女性労働者がいた事業所のうち、「パパ・ママ育休プラス」を利用して 1 歳を超えた時期まで育児休業を取得した者がいた事業所の割合は 2.9% (**1 割未満**) であった。



・男性労働者

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 1 年間に育児休業を終了し、復職した男性労働者がいた事業所のうち、「パパ・ママ育休プラス」を利用して 1 歳を超えた時期まで育児休業を取得した者がいた事業所の割合は 5.1%（**1 割未満**）であった。

※女性労働者と比較しましょう。**男性労働者の割合の方が高くなっています。**

⑦介護休業者の有無別事業所割合

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に介護休業を取得した者がいた事業所の割合は **1.3%** となっている。

⑧介護休業者割合

常用労働者に占める介護休業者割合は、**0.06%** となっている。

⑨介護休業の取得期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 1 年間に介護休業を終了し、復職した者の介護休業期間は、「1 週間未満」が 31.8%（**約 3 割**）と最も高くなっている。

<平成 28 年障害者雇用状況の集計結果>

①実雇用率

1.92%

②法定雇用率達成企業割合

48.8%（**5 割未満**）

